

ネットヨタ神戸 従業員用プラン約款

(ネットヨタ神戸従業員専用)

【従量電灯】

関西電力送配電サービスエリア

2020年11月1日実施

目 次

1 適用	3
2 供給条件の変更	4
3 供給エリア	4
4 契約種別	4
5 従量電灯	4
6 燃料費調整	5
7 その他	8

1 適用

- (1) ネットトヨタ神戸従業員用プラン約款（ネットトヨタ神戸株式会社従業員専用）【従量電灯】（以下「本プラン約款」といいます。）は、サミットエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、ネットトヨタ神戸株式会社（以下「ネットトヨタ神戸」といいます。）との媒介に係る契約関係が継続する期間に限り、次の(イ)かつ(ハ)、(ロ)かつ(ニ)、または(ホ)の条件を満たす個人（個人事業主を含みます。）の低圧需要家（以下「個人の低圧需要」といいます。）に対して、電気を供給するときの料金その他の条件（以下「供給条件」といいます。）を定めたものです。
- (イ) 従業員用プランの申込日に、ネットトヨタ神戸または株式会社ネット神戸サポート（以下併せて「ネットトヨタ神戸グループ」といいます。）の従業員またはその従業員の二親等以内の親族であり、従業員用プランの契約期間中、従業員本人がネットトヨタ神戸グループに在籍していること。
- (ロ) 従業員用プランの申込日に、ネットトヨタ神戸が設立した神友会の会員であり、従業員用プランの契約期間中、神友会に所属していること。
- (ハ) 従業員用プランの契約期間中、2015年10月31日付および2017年5月1日付「電気需給契約書」に基づき、当社からネットトヨタ神戸の本社または店舗あわせて13拠点、または新規拠点の追加に伴う13拠点以上（ただし、拠点の統廃合等、電力供給元の当社以外への切り替え以外で、当社が承諾する事由により拠点数が13を下回る場合は、その限りではありません。）に対し電力供給を行っていること。
- (ニ) 前項(イ)、(ロ)または(ハ)にかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾したこと。
- (2) 個人の低圧需要が(1)の条件を満たさず、当社からの電気供給が継続される場合、当社は次の(イ)の通り供給条件を変更できるものといたします。なおその場合、ネットトヨタ神戸または当社から、あらかじめその旨を通知し、変更後の供給条件に基づく電気供給の継続について、意思確認をさせていただきます。
- (イ) (1)の条件を満たさない場合は、サミットエナジー基本プラン約款【従量電灯】（関西電力送配電サービスエリア）に定める供給条件に変更できるものといたします。
- (3) 当社とネットトヨタ神戸との媒介に係る契約が終了した場合、当社は、供給条件をサミットエナジー基本プラン約款【従量電灯】（関西電力送配電サービスエリア）に定める供給条件に変更できるものといたします。なおその場合、ネットトヨタ神戸または当社のいずれかから、あらかじめその旨を通知し、変更後の供給条件に基づく電気供給の継続について、意思確認をさせていただきます。
- (4) 本プラン約款に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

- (5) 本プラン約款に定めのない事項については、当社の電気供給約款〔低圧〕（個人）（関西電力送配電サービスエリア）（以下「電気供給約款」といいます。）に準ずるものとし、本プラン約款と電気供給約款の定めが異なる場合は、本プラン約款の定めが優先するものといたします。
- (6) 本プラン約款にて使用される用語は、別途定義される場合を除き、電気供給約款にて定める意味で使用するものといたします。

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 供給エリア

供給エリアは、関西電力送配電株式会社の供給区域内といたします。

4 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 従量電灯 A

5 従量電灯

- (1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、6（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、6（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、6（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、6（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	341 円 01 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 39 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 68 銭

ホ その他

当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

6 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合

平均燃料価格は、40,700円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (40,700 \text{円} - 27,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にイの電力量料金によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 従量電灯 A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原

油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および
(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

7 その他

- (1) 当社は従業員用プラン適用条件の該非判断、契約後の契約変更手続き等のために、ネッツトヨタ神戸から氏名、従業員との続柄その他従業員用プランの適用条件に係る情報の提供を受けることがあります。個人情報の取扱いにおいては、従業員用プラン契約時にご案内した利用目的の範囲でのみ利用いたします。